

認 可 書

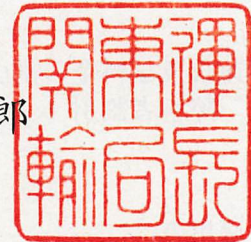
青木 昭 殿

平成30年 8月21日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業  
(一人一車制個人タクシー)の運賃及び料金の変更は、裏面のとおり認可す  
る。

なお、本認可の効力は、平成30年11月19日から生じるものとする。

平成30年10月18日

関 東 運 輸 局 長 掛 江 浩 一 郎



【裏面】

現に認可を受けている運賃及び料金のうち、Ⅱ、Ⅲ 3 (3) を次のとおり変更し、Ⅲ 4 (2) を加える。

新)

Ⅱ 運賃及び料金の割引

- |             |      |
|-------------|------|
| 1 障害者割引     | 1 割引 |
| 2 運転免許返納者割引 | 1 割引 |

Ⅲ 適用方

3 時間制運賃

(3) 時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引及び運転免許返納者割引のみ適用する。

4 運賃及び料金の割引

(2) 運転免許返納者割引は、次による。

ア 運転免許返納者割引は、運転免許の全部を自ら返納し、運転経歴証明書の発行を受けたものに適用する。

イ 運転免許返納者割引は、運転経歴証明書の提示があった場合に割引くものとする。

ウ 運賃額は、距離制は運賃メーター器表示額又時間制は上記3 (2) により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。

エ 運転免許返納者割引は、他の割引との併用はできないものとする。

旧)

Ⅱ 運賃及び料金の割引

- |         |      |
|---------|------|
| 1 障害者割引 | 1 割引 |
|---------|------|

Ⅲ 適用方

3 時間制運賃

(3) 時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引のみ適用する。